

昭和58年香川県公告第85号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成23年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる内容を同表の改正後の欄に掲げる内容に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 指定区域</p> <p>高松市のうち、次の図面で赤色で着色した部分（港湾法（昭和25年法律第280号）に基づき定められた高松港湾隣接地域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途区域（平成23年高松市告示第761号による変更後のものをいう。）、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた地域森林計画の林班番号13及び14の各一部の区域並びに同法に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号21から27まで及び30から39までの区域、昭和58年運輸省告示第365号による新高松空港の飛行場の範囲、陸上自衛隊善通寺駐屯部隊国分台演習場の区域、高松市庵治町字島々大島、兜島、鎧島、稲毛島及び高島、香川県総合運動公園の区域並びに紅の峰中腹より山上の地域及び五色台スカイライン沿線の地域）を除いた区域</p> <p>（「次の図面」は、省略し、その図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 指定区域</p> <p>高松市のうち、次の図面で赤色で着色した部分（港湾法（昭和25年法律第280号）に基づき定められた高松港湾隣接地域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途区域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた地域森林計画の林班番号13及び14の各一部の区域並びに同法に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号21から27まで及び30から39までの区域、昭和58年運輸省告示第365号による新高松空港の飛行場の範囲、陸上自衛隊善通寺駐屯部隊国分台演習場の区域、高松市庵治町字島々大島、兜島、鎧島、稲毛島及び高島、香川県総合運動公園の区域並びに紅の峰中腹より山上の地域及び五色台スカイライン沿線の地域）を除いた区域</p> <p>（「次の図面」は、省略し、その図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。）</p>